

令和 2 年 度

第 1 回上越市農業委員会総会議事録

上 越 市 農 業 委 員 会

## 令和2年度第1回上越市農業委員会総会議事録

日 時：令和2年4月30日（木）午後1時15分～午後2時40分

場 所：頸城区総合事務所 202・203 会議室

### 1 出席委員＜農業委員＞

1 番 小山 一成	9 番 大滝 正秋	17 番 岩崎 欣一
2 番 五十嵐 隆一	10 番 滝沢 記一	18 番 長瀬 一成
3 番 佐藤 清繁	11 番 金子 昭榮	19 番 上野 栄一
4 番 吉村 清正	12 番 上原 孝	21 番 望月 博
5 番 岸田 健	13 番 五十嵐 彰	22 番 山本 誠信
6 番 古川 政繁	14 番 清水 強	23 番 久保埜 徳雄
7 番 篠宮 英樹	15 番 牧繪 雄一郎	24 番 笠原 浩一
8 番 竹内 浩行	16 番 折笠 正勝	

### 2 欠席委員＜農業委員＞

20 番 竹原 よし子

### 3 職務のため出席した事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	坂井 晃
〃	次 長	松縄 浩一
〃	係 長	久保埜 修
〃	係 長	羽深 元子
〃	会計年度任用職員	宮越 真奈美
柿崎区駐在室	駐在室長	保倉 政博
〃	副 主 任	佐野 謙一

### 4 会議に付議した事件

#### <互選総会>

- 農地部会委員の互選
- 会長及び会長職務代理の互選

#### <議 事>

- 議案第1号 部会長等の選任について
- 議案第2号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 議案第3号 新潟県農業会議普通会员の選任について

#### <そ の 他>

- 諸連絡

## 5 会 議

### < 1 開会 >

【事務局長】 ただ今から令和2年度第1回上越市農業委員会総会を開催します。  
臨時議長が選出されるまで司会を務めます、農業委員会事務局長の坂井です。

本日の会議は改選後最初の総会ですので、上越市農業委員会会議規則第2条の規定により、市長の招集となります。

それでは、議案書1ページの議事日程に従って進めます。

### < 2 市長あいさつ >

【事務局長】 日程2の市長の挨拶ですが、村山市長の代理として、本日は野口副市長が挨拶をします。

【副市長】 <あいさつ>

【事務局長】 副市長は、所用によりここで退席します。

### < 3 委員自己紹介 >

【事務局長】 委員の自己紹介は、委員名簿の配布で代えさせていただきます。

### < 4 臨時議長選出 >

【事務局長】 次に日程4、臨時議長の選出です。

立候補を求めますが、務めたい方は挙手願います。

いないようですので、事務局で指名してもよいでしょうか。

<「異議なし」の声あり>

【事務局長】 異議なしの声がありましたので、名簿の仮番号2の久保埜徳雄委員にお願いします。

【臨時議長】 臨時議長に指名された久保埜です。

会長が決まるまでの間、臨時議長を務めます。

### < 5 資格審査報告 >

【臨時議長】 日程5、資格審査報告です。

本総会の委員の出席状況について、事務局の報告を求めます。

【事務局長】 報告します。

委員総数24名中、出席委員は23名です。

【臨時議長】 ただいまの報告のとおり、定足数を超過していますので、本総会は成立します。

### < 6 議席の指定 >

【臨時議長】 日程 6、議席の指定を行います。

議席番号については、上越市農業委員会会議規則第 8 条の規定で「議席はあらかじめくじで定める」となっています。受付時に引いたくじの番号を、総会の議席番号とします。

なお、本日欠席の委員の議席は、空席番号とします。

#### < 7 議事録署名委員の指名 >

【臨時議長】 議事録署名委員の指名は、上越市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、私から指名します。

議席番号 1 番 小山一成 委員

議席番号 24 番 笠原浩一 委員 の両名をお願いします。

#### < 8 互選総会 >

【臨時議長】 次に日程 8、互選総会に移ります。

議案書 3 ページを開いてください。ただ今から、互選総会を開会します。

#### < 互選総会設立の確認 >

【臨時議長】 互選総会 次第 2、互選総会設立の確認について、事務局の報告を求めます。

【事務局長】 互選資格者 24 名中、出席者 23 名で、3 分の 2 以上の出席となり、上越市農業委員会互選規程第 2 条第 1 項の規定により、本会は成立します。

#### < 互選管理人の選任 >

【臨時議長】 3 の互選管理人の選任は、上越市農業委員会互選規程第 5 条の規定により、市長が選任することになります。

本日、市長は他の公務のため不在ですが、事前に「農業委員会事務局 坂井 晃事務局長」を指名しています。

坂井事務局長を互選管理人とすることで、異議ありませんか。

《異議なし、の声あり》

【臨時議長】 異議なしと認め、互選管理人は坂井事務局長となりました。

これ以降の進行は、互選管理人をお願いします。

#### < 互選方法の決定 >

【互選管理人】 互選管理人を務めます。

次第 4 の、互選方法の決定についてお諮りします。

上越市農業委員会互選規程第 6 条から第 10 条までの規定により、互選は投票又は指名推薦によることとなっています。今回はどちらの方法で行うか、意見のある方は挙手願います。

【大滝委員】 初対面の方もおり、誰に投票してよいか分からない委員さんもいるため、指名推薦で進めることを提案します。

【互選管理人】 ただ今、指名推薦でどうかという意見がありました。指名推薦で進めることで異議ありませんか。

≪「異議なし」の声あり≫

【互選管理人】 異議なしと認め、指名推薦により行うことに決定しました。

### ＜農地部会委員の互選＞

【互選管理人】 5の互選に移ります。

まず、農地部会委員の互選ですが、4ページをご覧ください。

部会は、上越市農業委員会の部会の設置及び委員定数条例第2条により、第1農地部会と第2農地部会が設置され、それぞれの所管区域は表のとおり区分され、委員の定数は、それぞれ「おおむね12人」と定められています。

また、農業委員会等に関する法律施行規則第8条第2項では、農業委員全員がどちらかの部会に属することと規定されています。

さらに、農業委員会等に関する法律第16条第3項では、各農地部会に中立委員を置くこと、各農地部会委員の過半数が認定農業者であることが規定されています。

そして、農地部会は、所管区域の事務を処理することを役割としており、また、皆さんの中には地域の団体から推薦を受けて委員になられた方が大勢います。

これらのことを考慮し、個々の委員の住所地に対応する所管区域を持つ部会に属するのが、活動を行っていく上で効率的ではないかと考えます。

それでは、お諮りします。

第1農地部会及び第2農地部会のそれぞれの部会に所属する委員を、4ページに記載の表のとおりとしてよいでしょうか。

≪「異議なし」の声あり≫

【互選管理人】 異議なしと認め、第1農地部会と第2農地部会に所属する委員は、4ページに記載の表のとおりとします。

### ＜会長及び会長職務代理の互選＞

【互選管理人】 続いて、会長及び会長職務代理の互選を行います。

選出方法については、慣例に従って、各農地部会から3名ずつの選考委員を選出し、この選考委員会で会長等の候補者を選出する方法を考えています。この進め方について意見のある方は挙手願います。

≪「異議なし」の声あり≫

- 【互選管理人】 異議なしの声がありましたので、この方法で進めていきます。
- それでは、各部会に分かれて、選考委員を選出願います。第1農地部会はこの部屋の前に、第2農地部会は後ろに集まってください。
- なお、座長は農業委員としての通算期数の長い委員に願います。第1農地部会は金子昭榮委員、第2農地部会は上野栄一委員が座長を務めてください。
- 各部会で選考委員が決まったら、6名の委員は隣の部屋で、会長及び会長職務代理の候補者の選出を願います。
- 座長は選考委員の中の一番年長者の委員が務めてください。
- 選考委員の選出を13時45分まで、会長及び会長職務代理の候補者の選出は14時を目安に願います。
- それでは、それぞれ分かれて協議を願います。

### <互選総会の再開>

- 【互選管理人】 それでは皆さん揃いましたので、互選総会を再開します。
- 会長及び会長職務代理の候補者について、座長から報告願います。
- 【上野委員】 私を座長として、金子委員、竹内委員、上原委員、長瀬委員、岸田委員の6名で候補者の選考を行いました。
- その結果、会長に古川政繁委員、会長職務代理に大滝正秋委員を推薦することに決定しました。
- 【互選管理人】 ただ今、選考委員会座長から候補者の報告がありました。
- 会長に古川政繁委員、会長職務代理に大滝正秋委員ということです。このお二方を当選人としてよいでしょうか。
- ≪「異議なし」の声あり≫
- 【互選管理人】 異議なしと認め、会長は古川政繁委員、会長職務代理は大滝正秋委員に決まりました。
- 部会委員、会長、会長職務代理が決まったので、これにて互選管理人の職を終了します。

### <9 議長交代>

- 【臨時議長】 総会を再開いたします。
- 今ほど、会長が互選されました。
- 上越市農業委員会会議規則第5条の規定により、ここからは会長が議長となります。

### <10 会長等あいさつ>

- 【会長】 それでは議長を務めます。
- 日程10、会長等のあいさつです。

最初に私から、次に、会長職務代理が挨拶します。

《あいさつ》

【会長職務代理】 《あいさつ》

## <11 議 事>

### <部会長等の選任について>

【議 長】 続いて、日程 11、議事に移ります。

議案第 1 号「部会長等の選任について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

【事務局長】 議案書 6 ページをお開きください。

上越市農業委員会互選規程第 18 条により、部会長及び部会長職務代理は各部会の指名推薦により総会において選任することとされています。したがって、先程と同様に、それぞれの部会ごとに部会長と部会長職務代理の推薦をお願いします。

座長は、先ほどと同様に、第 1 農地部会は金子昭榮委員、第 2 農地部会は上野栄一委員をお願いします。

場所は第 1 農地部会はこの部屋の前で、第 2 農地部会はこの部屋の後ろでお願いします。

【議 長】 それでは、それぞれ移動をお願いします。

再開は 14 時 15 分とします。

### <総会の再開>

【議 長】 総会を再開します。

事務局長から部会長及び部会長職務代理の推薦者を報告願います。

【事務局長】 それでは報告します。

第 1 農地部会は、部会長に竹内浩行委員、部会長職務代理に上原孝委員、第 2 農地部会は、部会長に上野栄一委員、部会長職務代理に岸田健委員が推薦されました。

【議 長】 ただ今報告のあった被指名人を、各部会の部会長、部会長職務代理としてよいでしょうか。

《「異議なし」の声あり》

【議 長】 異議なしと認め、ただいま指名推薦のあった 4 名を、それぞれの部会の部会長及び部会長職務代理として決定します。

それでは、部会長、部会長職務代理の順にあいさつをお願いします。

【第 1 農地部会長】 《あいさつ》

【第 2 農地部会長】 《あいさつ》

【第 1 農地部会長職務代理】 《あいさつ》

【第 2 農地部会長職務代理】 《あいさつ》

### <農地利用最適化推進委員の委嘱について>

【議長】 次に議案第2号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

【事務局長】 議案書の7ページをご覧ください。

農地利用最適化推進委員については、「農業委員会等に関する法律」第17条第1項の規定により、農業委員会が委嘱します。

議案資料の7ページ、8ページの名簿は、公募による応募者の中から、改選前の農業委員会の運営委員会委員をメンバーとする評価委員会で評価し、選定した方を掲載したものです。この名簿の方を委嘱することを提案します。

【議長】 ただ今、事務局から説明がありましたが、提案のとおり委嘱することに異議ありませんか。

≪「異議なし」の声あり≫

【議長】 異議なしと認め、この名簿の皆さんを推進委員として委嘱することに決定します。

なお、推進委員への委嘱状の交付は後日行います。

### <新潟県農業会議普通会员の選任について>

【議長】 次に、議案第3号「新潟県農業会議普通会员の選任について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

【事務局長】 議案書9ページをお開きください。

議案第3号は、新潟県知事の指定を受け、県下の農業委員会への支援等を目的に設置されている「一般社団法人新潟県農業会議」の「普通会员」の選任についてです。

県農業会議定款第6条第4項で「会員は市町村の農業委員会会長又は農業委員会が指定した委員とする」と規定されていることから、当農業委員会としては、会長を県農業会議普通会员に選任するものです。

【議長】 ただ今、事務局から説明がありましたが、提案のとおり決定することに異議ありませんか。

≪「異議なし」の声あり≫

【議長】 異議なしと認めます。

よって、新潟県農業会議普通会员に上越市農業委員会会長を選任することとしました。

### <12 その他>

【議長】 次に、「その他」ですが、委員の皆さんから何かありますか。



ないようですので、事務局から何かありますか。

【事務局長】 私のほうから諸連絡について説明します。

農業委員会の基本的な事項の説明ですので、前期から継続されている委員さんについては、再確認ということで聞いてください。

お手元の「諸連絡」をご覧ください。

まず1の農業委員会の体制についてです。

別紙1は農業委員会の体制図です。

左端にあります。本日皆さんが出席している「総会」が委員会の最高意思決定機関となります。

その右に「運営委員会」がありますが、これは、会長、会長職務代理、部会長、部会長職務代理の8名からなる組織で、総会に提出する議題等について協議する機関です。

それから、農業委員と農地利用最適化推進委員の協議の場である「全体会」があります。

その右隣りですが、農地部会があります。この農地部会で、農地の権利移動や農地転用等の申請について審査し、許可を出すこととなります。

それから、市の条例で設置を規定している「農政部会」があります。この農政部会では農作業労賃等の検討や農業者との意見交換等を実施します。構成員は農業委員8名、推進委員8名の計16名です。後日、全体会を開催し、所属する委員を決めたいと考えています。

それから、「地域会議」と「地区会議」があります。

まず、「地区会議」ですが、旧選挙区単位で設置しているもので、地区内の農業委員、推進委員で構成します。地区内の農地パトロールや農業に関する情報交換等の場として、農業委員さんが中心となって活動していただければと思います。

次に、「地域会議」ですが、これは複数の「地区会議」をまとめたものです。3ヶ月に1回程度開催し、地区会議の課題を協議したり、委員同士の意見交換等を行うことを考えています。

続いて、2の部会の所管区域等について説明します。

2ページにお戻りください。

表のとおりですが、部会の取りまとめは、第1農地部会は農業委員会事務局、第2農地部会は柿崎区駐在室が行います。

次に3の令和2年度 上越市農業委員会業務方針です。

別紙2をご覧ください。

本年2月の総会で決定した、今年度の委員会業務を進める上での方針

となります。

概要を説明します。

2の業務計画をご覧ください。

「(1) 目標などの策定及び点検・評価について」では、例年策定している年度目標と活動計画に基づき活動を行います。なお、この計画等は、後日開催する総会で提案します。

「(2) 農地対策」では、「実質化された人・農地プラン」を策定するために開催される集落等の話し合いに積極的に参画するとともに、農地中間管理事業の活用などによる農地の利用集積の支援や、農地パトロールなどによる遊休農地の発生防止等に努めます。

「(3) 農政対策」では、農業者等との意見交換や農業委員会だよりの発行のほか、担い手の確保育成や農業経営の体質強化に努めます。

「(4) その他の対策について」では、委員会業務や農地制度等に関する研修に積極的に参加します。

3の日程については、年間の業務日程です。

詳細は、後でお読みください。

次に、4 令和2年度 定例農地部会等年間予定についてです。

資料2ページにお戻りください。

農地部会は、第1農地部会、第2農地部会に分かれて、毎月1回開催します。日にちはご覧の表のとおりです。なお、議案は開催日の一週間前を目途にお手元に届くように送付しています。

また、現時点での予定になりますが、5月29日、12月25日、2月26日に部会の前後いずれかで総会を、また、6月11日に研修会を予定していますので、日程の確保をお願いします。

次に、5 委員の主な業務についてです。

資料3ページをご覧ください。

法律に基づく委員会の業務はこの表のとおりです。平成28年の農業委員会法の改正により、表の中段の「法第6条第2項に基づく業務」である「農地利用の最適化の推進」が、農業委員会の重点業務となっています。どの業務も重要ですが、特にこの業務に重点的に取り組んでください。

次に、6 委員報酬等についてです。

委員報酬は、条例で規定されており、毎月21日に役職に応じた報酬額を支払います。

この他、会議等に出席した場合は費用弁償として、自宅から会場まで

の交通費、自家用車の場合は1 km当たり 22 円を支給します。

なお、報酬ですが、月の途中で委員の交代があった場合は、週休日を除いた日割り計算となります。

続いて、4 ページをご覧ください。

7 全国農業新聞の配布についてです。

新たに委員になられた方には、本日配布した封筒の中に文書を入れていますが、全国農業新聞が公費で配布されますのでご活用ください。

8 公務災害補償制度についてです。

これは委員活動時に、万が一、けが等をした場合に備えての保険です。農業委員と推進委員の全員が加入します。

9 「活動記録簿」の提出についてです。

別紙 3 をご覧ください。

本日、活動記録セットを配布しましたが、皆さんが日々行う委員活動はこの記録簿に記録して、毎月の農地部会の際に、各区駐在室の職員に提出してください。

なお、記入方法の詳細は、後日、推進委員も含めて説明を予定しています。

10 農業委員会親睦会についてです。

規約等を付けてありますが、会員の親睦融和と資質向上を図るため、農業委員、推進委員の全員が参画する「農業委員会親睦会」があります。

会費は毎月 3,000 円ですが、3 年間の任期終了時に残金があれば返金します。今後、推進委員にも説明し、同意が得られたら、毎月の報酬から会費を引き落としたいと考えています。

なお、見舞等実施基準を付けてありますが、基準に該当する案件があれば、事務局への一報をお願いします。

最後になりますが、本日配布した資料「審議会等委員への就任について」をご覧ください。

市には様々な審議会が設置されていますが、その審議会の委員に農業委員から就任してもらいたいという依頼が来ます。

については、就任のルールについて定めたいと考えています。

資料の下段をご覧ください。

委員選任のルールということで、例えば、会長等の宛て職の場合は会長等から就任してもらいますが、宛て職でない場合は、第 1、第 2 農地

部会順に、議席番号の若い方から委員になってもらいたいと考えています。

なお、農業委員の任期中に審議会等の委員の任期が満了した場合は、もう片方の農地部会の番号の若い委員に就任してもらいます。また、既に他の委員に就任している場合はその委員は抜かします。

この件について、ご了承をお願いします。

以上、長くなりましたが、諸連絡の説明を終わります。

【議長】 ただ今、事務局から説明がありました。  
最後の、審議会等委員への就任のルールについて、事務局提案のとおりとしてよいですか。

≪「異議なし」の声あり≫

【議長】 異議なしと認め、事務局提案のとおり取り扱うこととします。  
その他、事務局の説明でご意見、ご質問等ありませんか。

ないようですので、これにて、本日の総会を終わります。